

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、令和6年10月27日執行の富山県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和6年10月10日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀内 康男

選挙長		選挙長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
富山県黒部市	堀内 康男	富山県富山市	車 司

富山県選挙管理委員会告示第66号

選挙会の場所及び日時について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、令和6年10月27日執行の富山県知事選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

令和6年10月10日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀内 康男

- 選挙会の場所 富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁本館4階大会議室
- 選挙会の日時 令和6年10月30日 午後1時

富山県選挙管理委員会告示第67号

ポスター掲示場にポスターを掲示できる日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、令和6年10月27日執行の富山県知事選挙において、市町村の選挙管理委員会が設置するポ

スター掲示場にポスターを掲示できる日を次のとおり定める。

令和6年10月10日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀内康男

ポスターを掲示できる日

令和6年10月10日

富山県選挙管理委員会告示第68号

政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所について

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、令和6年10月27日執行の富山県知事選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和6年10月10日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀内康男

1 くじを行う日時

令和6年10月10日 午後5時30分

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁本館3階特別室

富山県選挙管理委員会告示第69号

選挙公報掲載順序のくじを行う日時及び場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定により、令和6年10月27日執行の富山県知事選挙において、選挙公報に候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和6年10月10日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

1 くじを行う日時

令和6年10月11日 午後5時30分

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁本館3階選挙管理委員会室

富山県選挙管理委員会告示第70号

選挙運動に関する支出金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条の規定による令和6年10月27日執行の富山県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同法第196条の規定により告示する。

令和6年10月10日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

富山県知事選挙候補者1人につき 30,207,400円

富山県選挙管理委員会告示第71号

選挙を行うべき事由の発生について

富山県議会議員（高岡市選挙区選出議員）の欠員につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項第3号の規定により補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和6年10月10日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

1 補欠選挙を行うべき選挙区

高岡市選挙区

2 補欠選挙を行うべき事由が生じた日

令和6年10月10日

富山県知選告示第1号

候補者の届出等を受理する場所について

令和6年10月27日執行の富山県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の規定による選挙長にする届出等は、次の場所において受理する。

令和6年10月10日

富山県知事選挙

選挙長 堀内康男

場 所 富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁本館3階特別室
